

# 第6章



## 社会教育

# 社会教育

## 1 社会教育とは

社会教育とは、学校教育、家庭教育以外の社会の中で行われる教育であり、住民の生活課題や地域課題について住民自身が理解を深め、その解決のために当事者意識をもって主体的に実践する人づくりを目指して行う教育活動である。教育基本法、社会教育法には社会教育の定義、国及び地方公共団体の任務等が示されている。（教育基本法第12条、社会教育法第2条）

さらに社会教育は、「学び」「交流」を組織的・計画的に行うことにより住民の実践活動を促進し、地域の活性化や新たな相互扶助の仕組み、コミュニティを構築し、地域力を高めることも目指している。

## 2 社会教育を進める社会教育主事・社会教育士

社会教育主事は都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える専門的教育職員である。また、学校が社会教育関係団体<sup>1</sup>、地域住民その他関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて必要な助言を行うことができるとされている。（社会教育法第9条の2及び3）同様に教育委員会事務局に置かれ、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事している指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条）とは役割が異なる。

島根県においては、資格を取得した教員を社会教育主事として、教育庁社会教育課他2課、各教育事務所や社会教育研修センター、青少年の家、少年自然の家に配置している。

市町村にも社会教育主事を派遣しており（令和5年度：18市町村に23名を派遣）、市町村の社会教育の振興を図っている。その主な職務として、「家庭・学校・地域が連携協力した社会教育事業」「島根の地域の特性を生かしたふるさと教育」「地域社会における人づくり・地域づくり」の推進をはじめ、「学校と地域の連携・協働体制の整備」「開かれた学校づくり、特色ある学校づくりの推進」「地域の教育力の向上」「家庭の教育力の向上」等の助言、支援を行っている。

また、令和2年度から社会教育主事講習・養成課程で学ぶ内容の一部が変わり、修了すると「社会教育士」の称号を得ることができるようになった。社会教育士には、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働し、様々な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりを推進していくことが期待されている。

## 3 社会教育の拠点である社会教育施設

社会教育施設とは、社会教育行政の管轄のもと、公民館<sup>2</sup>、図書館、博物館、青少年教育施設など専ら社会教育を行うために設置された機関である。

公民館は、市町村の所管であり、地域を基盤として住民が集い、教養、文化、スポーツなどの活動を通して自治能力を高め、地域づくりに取り組んでいくことを目的として設けられた日本独自の総合的な社会教育施設である。併せて、学校支援、放課後支援、家庭教育支援等の取組についても中心的な役割を担っており、それらの活動を通して、地域を支える人材が育成されている。島根県では、地域づくりに主体的に参画しようとする人づくりを進めるため、公民館の機能強化、活動の充実を図る取組を支援している。

青少年教育施設は、集団活動、宿泊体験、自然体験を通して青少年の健全な育成を図るために設置された施設であり、島根県内には県立青少年の家（サン・レイク）、県立少年自然の家、国立三瓶青少年交流の家がある。これらの施設においては、青少年を対象とした体験プログラムの開発や、学校、公民館等と連携した青少年の宿泊体験活動・自然体験活動などの支援等を行い、青少年の多様な体験活動の推進を図っている。

<sup>1</sup> 法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。学校に関係する主なものにPTA、子ども会、婦人会、高齢者クラブなどがある。

<sup>2</sup> 市町村によっては、その名称を交流センター、コミュニティセンターなどとしている。

# 第7章



## 教職員の服務

# 1 教職員の服務と勤務等

## 1 教職員の身分

### (1) 地方公務員法

公立学校の教職員は、地方公務員としての身分を有しており、他の法律により特例規定が定められていない限り、公立学校の教職員の身分取り扱いは、原則として「地方公務員法」の定めるところによる。

### (2) 県費負担教職員制度

公務員は、その身分の属する地方公共団体により任命され、給与が支弁されるのが原則であるが、「市町村立学校職員給与負担法」により、市町村立の小・中学校の教職員の給与は、都道府県が負担し支給することとされ、これらの職員を「県費負担教職員」という。

これら県費負担教職員の任命権については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、都道府県教育委員会に属することとされ、これにより、円滑な教職員の広域的な人事交流と、給与を負担する都道府県とその身分が属する市町村との調和が図られている。

### (3) 教育公務員特例法

公立学校の教員の身分は地方公務員であるが、その職務と責任の特殊性に基づき、「教育公務員特例法」により若干の特例を設けている。次はその代表的なものである。

- ① 校長の採用及び教員の採用、昇任については競争試験ではなく、選考による。
- ② 教諭等の条件付採用期間は、地方公務員が6月であるのに対し、1年（養護教諭・栄養教諭は6月）である。この条件付採用期間中の教員には、正式採用の教員に認められている身分保障の規定は適用されない。条件付採用期間中、職務を良好な成績で遂行したのちに正式採用となる。
- ③ 教育公務員の研修の必要性和研修機会の供与及び初任者研修・中堅教諭等資質向上研修について規定している。
- ④ 政治的行為の制限については、国家公務員の例による。

## 2 教職員の服務

### (1) 服務の根本基準

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。また、条例の定めるところにより、公務員としての義務をつくすことを宣誓しなければならない。

職員の服務義務は、職員が職務を遂行するのに当たって守るべき義務（職務上の義務）と、職務の内外を問わず守るべき義務（身分上の義務）とに分けられる。

## (2) 職務上の義務

### ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第 32 条）

職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

### ② 職務に専念する義務（地公法第 35 条）

職員は、法律又は条例に特別の定めがあつて例外が認められる場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを自己の職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

職務に専念する義務が免除される場合があるが、それは休職・研修・休暇・休憩等法律に基づく場合と、厚生計画に参加する場合等条例に基づく場合とがある。

## (3) 身分上の義務や制限

### ① 信用失墜行為の禁止（地公法第 33 条）

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

### ② 秘密を守る義務（地公法第 34 条）

職員は、職務上知り得た秘密については、それが個人的な秘密、公的な秘密を問わず、在職中はもちろん、その職を退いた後もこれを漏らしてはならない。

### ③ 政治的行為の制限（地公法第 36 条）

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。特に、教育公務員については、教育の政治的中立の原則に基づき、国家公務員法及びこれに基づく人事院規則により政治的行為が制限されている。この政治的行為の制限は公務員としての身分を有する限り、勤務時間の内外を問わず適用される。

### ④ 争議行為等の禁止（地公法第 37 条）

職員は、地方公共団体の住民全体に奉仕する公務員として、住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をしたり、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為を行つたりすることは禁止されている。又、このような違法な行為を企てたり、その遂行を共謀したり、そそのかしたり、あおったりしてはならない。

### ⑤ 営利企業への従事等制限（地公法第 38 条）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。教育公務員については、特例として、任命権者（県費負担教職員については市町村の教育委員会）の許可により、教育に関する他の職の兼職や教育に関する他の事業、事務に従事することができる。

### 3 勤務

#### (1) 勤務時間

##### ① 勤務時間の割振りと週休日

勤務時間とは、教職員が上司の監督のもとにその職務に従事することで拘束される時間のことであり、週休日とは、勤務時間が割り振られておらず給料の支給対象とならない日で、例えば、日曜日・土曜日がそれに当たる。

勤務時間の割振り及び週休日については、職種によって異なるが、市町村立学校及び県立学校に勤務する教職員については次のとおりである。

ア 勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

イ 日曜日及び土曜日は、週休日とする。

勤務時間の割振りは、学校運営の必要により、教職員の勤務の態様及び内容を考慮して、校長が定めることとされている。したがって、所属長である校長は教職員の勤務時間を明確にし、服務状況を常に把握するように努めなければならないことになっている。その際、教職員の勤務時間の始め、終わりの時刻及び週の勤務時間の割振りを、あらかじめ所属職員個々に文書または掲示等により明確に周知しておく必要がある。この場合必ずしも学校全体について一律に定めることは要せず、教職員個々について定めることもできることになっている。

##### ② 勤務の態様

教職員は、地方公務員法第35条の規定により、勤務時間中はその職務に専念するよう義務づけられており、所属長の承認を得ないで勤務を中断することを禁じられている。なお、教員は、その職務の特殊性から「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」（教特法第22条）ものと規定されており、校長は割り振った勤務時間の範囲内において教員の研修に承認を与えることができる。このことは平日の場合は勿論、夏季、冬季、学年末等の休業日の場合においても同様である。

##### ③ 勤務の管理

出勤簿の取扱い、その他校外勤務、教育公務員特例法第22条の規定に基づく研修等に対する承認等については服務規程等に定めるところにより管理し、勤務の実績を明確にしておく必要がある。

夏季休業中等、教育公務員特例法第22条の規定に基づく研修については、勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであり、給与上も有給の扱いとされていることを踏まえ、地域住民等から見ても研修としてふさわしい内容・意義を有することはもとより、真に教員の資質向上に資するものとなるようにする必要がある。また、この研修を行う場合には、県立高等学校等の教職員の服務規程第29条（義務教育学校にあつては、市（町村）立小・中学校の教職員の服務規則）に基づく手続きによりあらかじめ承認を受けるとともに、研修が修了した場合は、同規程第30条（同規則）に基づきその結果について、研修内容をまとめた資料を添付し校長に報告することとなっている。

なお、教員は、前記研修期間中は常にその所在を明確にしておくものとし、国内における15日以上研修又は国外における研修を行う場合には、あらかじめ校長を経由して教育長に届け出ることになっている。

#### (2) 休憩時間

休憩時間については次のとおりである。

- ① 勤務時間が6時間を超え、8時間以内のときは、少なくとも45分の休憩時間を与えること。
- ② 勤務時間が8時間を超えるとときは、少なくとも1時間の休憩時間を与えること。
- ③ 休憩時間は、勤務時間の途中で与えること。
- ④ 休憩時間は、原則として一斉に与えること。ただし、県立学校及び市町村立学校の教職員については、一斉に与えないことができ、たとえば20分と25分というように分割して与えることができる。
- ⑤ 休憩時間は、自由に利用させること。

### (3) 時間外勤務

教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとするになっている。

教育職員に時間外勤務を命じる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとなっている。

- ① 生徒の実習に関する業務
- ② 学校行事に関する業務
- ③ 職員会議に関する業務
- ④ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

これらの具体的内容は、次のとおりである。

- ① 実習とは、校外の工場、施設（養殖場を含む。）、船舶を利用した実習及び農林、畜産に関する臨時の実習を指すものであり、高等学校のみに関するものであること。
- ② 学校行事とは、学芸的行事、体育的行事及び旅行・集団宿泊的行事を指すものであること。この場合における学校種別ごとの学校行事とは、それぞれの学習指導要領に定める上記学校行事に相当するものであること。
- ③ 職員会議とは、校長が主宰し、校長の職務の円滑な執行に資するため設置者の定めるところにより設置されたものであること。
- ④ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務とは、非常災害の場合に必要な業務のほか、児童生徒の負傷疾病等人命にかかわる場合における必要な業務及び非行防止に関する児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする業務を指すものであること。

なお、時間外勤務を命ずる場合は、次の諸点等に留意する必要がある。

ア 教育職員について、週休日または休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に勤務させる必要がある場合は、適切な措置を講じて休日の確保に努めること。（休日の全勤務時間を勤務した場合には、代休日を指定することができることとされている。）

イ 教育職員については、長時間の時間外勤務をさせないこと。やむを得ず時間外勤務をさせた場合は、その程度に応じて適切な配慮をすること。

ウ 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、学校の運営が円滑に行われるよう、関係教育職員の繁忙の度合い、健康状況等を勘案し、その意向を十分尊重して行うこと。

なお、このような教育職員の職務の特殊性にかんがみ、時間外勤務手当は支給されないが、給料表の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額額の100分の4に相当する額の教職調整額が支給される。

#### 4 休日・休暇

休日・休暇については勤務時間と同様、勤務条件として条例で定められている。

##### (1) 休日と休業日

休日は、週休日とは別に、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が定められている。この日には勤務時間が割り振られているが、勤務することを要しない。

これに対し、休業日は児童生徒の授業を行わない日のことで、日曜日、土曜日、休日及び夏季、冬季、学年末等の教育委員会が定める日（学校教育法施行令第29条）に設定される。

##### (2) 休暇の種類

休暇の種類	休暇を与える場合	日数・期間																													
年次有給休暇		1年につき20日 年途中で採用された職員の日数は ( $20 \times \frac{\text{採用以後の月数}}{12}$ ) による (端数切り上げ)																													
公務傷病等休暇	公務上又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかった場合	療養に要する期間																													
私傷病休暇	私傷病のため療養を要する場合	※																													
夏季休暇		6月から10月までの間に4日以内																													
生理休暇 (健康管理休暇)	生理日の就業が著しく困難な場合	1生理期間につき2日以内																													
産前産後休暇	本人の妊娠・出産の場合	出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合14週間）以内 産後8週間以内																													
慶弔休暇	本人の結婚・妻の出産あるいは親族の死亡等慶弔のあった場合（性別が同一である二者間の場合を含む）	<table border="0"> <tr> <td>本人の結婚</td> <td>7日以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>妻の出産</td> <td>3日以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>忌引</td> <td>(血族)</td> <td>(姻族)</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>7日以内</td> <td>3日以内</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>5日以内</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>祖父母</td> <td rowspan="2">&gt; 3日以内</td> <td rowspan="2">1日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>おじ・おば</td> <td rowspan="2">&gt; 1日</td> <td rowspan="2">1日</td> </tr> <tr> <td>おい・めい</td> </tr> </table> <p>父母・配偶者・子の祭日 年各1日</p>	本人の結婚	7日以内		妻の出産	3日以内		忌引	(血族)	(姻族)	配偶者	10日以内		父母	7日以内	3日以内	子	5日以内	1日	祖父母	> 3日以内	1日	兄弟姉妹	孫	1日		おじ・おば	> 1日	1日	おい・めい
本人の結婚	7日以内																														
妻の出産	3日以内																														
忌引	(血族)	(姻族)																													
配偶者	10日以内																														
父母	7日以内	3日以内																													
子	5日以内	1日																													
祖父母	> 3日以内	1日																													
兄弟姉妹																															
孫	1日																														
おじ・おば	> 1日	1日																													
おい・めい																															
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※結核性疾患 1年以内 その他の負傷又は疾病 90日以内 (ただし①精神疾患、②悪性新生物、③脳血管疾患、④心筋梗塞、⑤慢性肝炎又は肝硬変、⑥人事委員会が特に認めたものは180日以内)</p> </div>																															
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合（性別が同一である二者間の場合を含む）	介護を必要とする者1人につき、通算して6月を超えない範囲で3回まで分割取得可																													
介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合（性別が同一である二者間の場合を含む）	1日2時間以内（30分単位）、連続する3年以内 ※介護休暇の指定期間との重複不可 ※部分休業又は育児時間を取得する場合は2時間から当該時間を減ずる。																													



<p>特 別 休 暇  （「配偶者」「妻」  には性別が同一である  二者間の場合を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防等に関する法律による交通の制限又はしや断</li> <li>・非常災害による交通しや断</li> <li>・風水震火災等による現住居の滅失、破壊</li> <li>・交通機関の事故等の不可抗力の原因</li> <li>・裁判員・証人等として官公署への出頭</li> <li>・選挙権等公民権の行使</li> <li>・学校運営上の必要による校務の全部又は一部の停止</li> <li>・不妊治療のための休暇（出生サポート休暇）</li>   <li>・妊娠障害の場合（つわり休暇）</li>   <li>・妊娠中における通勤時の母体健康維持</li>   <li>・妊娠中又は出産後1年以内の健康診査又は保健指導を受ける場合</li>   <li>・生後満3年に達しない子を育てる場合（育児時間）</li>   <li>・妻の産前産後期間に出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合（男性の育児参加）</li> <li>・乳幼児の予防接種等において介助を要する場合</li> <li>・中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合（感染症予防のための学校等の臨時休業により自宅待機する子の世話を含む）（子の看護休暇）</li> <li>・要介護者の介護その他の世話をする場合（短期の介護休暇）</li>   <li>・骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供希望者としての登録、又は骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供に伴い必要な検査、入院等を行う場合</li> <li>・自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合（ボランティア休暇）</li> <li>・人事委員会が特に必要と認める場合</li> </ul>	<p>そのつど必要と認める期間</p> <p style="text-align: center;">〃</p> <p>1週間以内で必要と認める期間</p> <p>そのつど必要と認める期間</p> <p style="text-align: center;">〃</p> <p style="text-align: center;">〃</p> <p style="text-align: center;">〃</p> <p>1年につき5日（体外受精及び顕微授精の場合は10日）の範囲内で必要と認める期間</p> <p>10日を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>勤務時間の始め又は終わりに1日を通じ1時間を超えない範囲内で必要と認める時間</p> <p>妊娠6月末まで4週に1回  妊娠7月から9月末まで2週に1回  妊娠10月から分娩まで1週に1回  産後1年までの間1回</p> <p style="text-align: right;">} そのつど必要と認める時間</p> <p>満1才未満は1日120分、満1才以上満3才未満は1日60分。30分を単位として2回に分割可。</p> <p>当該期間につき5日の範囲内で必要と認める期間</p> <p>そのつど必要と認める時間</p> <p>1年につき5日（中学校就学の始期に達するまでの子を2人以上養育する場合にあっては10日）を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>そのつど必要と認める期間</p> <p>1年につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>そのつど必要と認める期間</p>
---	---	--

## 5 教育活動に係る事務の種類と実際

教職員の職務内容には、児童生徒を直接指導する、いわゆる教育活動と、その活動に関連する事務がある。その中の校務分掌の事務は、校長の職権の内部委任と見なされており、分担された校務は校長の名と責任において行われるので事務処理の手順等を正確に身につけ、的確に処理する必要がある。

なお、詳細については、島根県総務部総務課編集ぎょうせい発行の「文書事務の手引」を、各文書様式については、島根県教職員人事関係法令要覧編集会編集第一法規発行の「島根県教職員人事関係法令要覧」を参照するとよい。

### 教育活動に係る事務の種類

#### (1) 学級・ホームルームによる事務

- ① 指導に伴う事務（学級経営計画、学習指導案等）
- ② 表簿の整理記入事務（指導要録、出席簿、健康診断に関する表簿等）
- ③ 統計調査報告事務（出席統計、健康診断統計等）
- ④ 集金事務

#### (2) 校務分掌による事務

- ① 総務・教務に関する事務（教育活動の計画・実施、日課表、渉外等）
- ② 指導・研修に関する事務（教科・生徒指導、特別の教科道徳・特別活動・保健指導、学年・学級経営等）
- ③ 庶務に関する事務（文書事務、願・届出、表簿・備品管理等）
- ④ 経理に関する事務

### 公文書、表簿、提出文書処理

#### (1) 学校において備えなければならない表簿とその保存期間

学校教育法施行規則第 28 条、島根県立高等学校規程第 44 条、島根県立高等学校通信教育規程第 39 条、島根県立特別支援学校規程第 40 条及び市（町村）立小・中学校等管理規則の例第 38 条を参照する。

#### (2) 文書の特性

- ① 伝達性
- ② 普遍性
- ③ 保存性
- ④ 確実性

#### (3) 文書事務処理の原則

- ① 丁寧に取り扱うこと。
- ② 正確かつ迅速に処理すること。
- ③ 簡明でわかりやすいものであること。
- ④ 責任をもって取り扱うこと。
- ⑤ 処理状況を明らかにしておくこと。
- ⑥ 横の連絡を忘れないこと。

#### (4) 文書の收受と回答・発送文書処理（例）

##### ① 收受

事務担当者（收受日付印と閲覧印押印、文書收受簿登載）→校長（処理方針期限等の案件処理を担当者に指示）→教頭（指導指示）→担当者（事務処理）

##### ② 回答・発送処理

担当者（起案用紙に立案、添付書類の準備）→教頭（指導指示）→校長（決裁）→担当者（浄書、文書発送簿記入）→校長（公印押印）→事務担当者（文書発送簿又は起案文書に合わせ契印、控への保存、発送）

(5) 起案文の作成

- ・ 上司の意見を十分に聞いて客観的な配慮の下に
- ・ 前例、行政実例、判例等を参考に
- ・ 責任意識をもって
- ・ 発信者の立場になって
- ・ 受け取る身になって
- ・ 正しく、簡潔に、しかも要領よく

(6) 文書の管理及び保存

① 文書の管理

公文書は、学校の教職員が組織的に用いるものとして、学校が管理しているものである。よって、情報公開の対象となることから管理を適正に行わなければならない。また、学校における文書には、児童生徒・保護者及び教職員に関する個人情報があり、文書管理等において、個人情報の保護には十分な配慮が必要である。

② 文書の保存期間等

保存期間は、学校教育法施行規則第 28 条第 2 項のほか、島根県教育委員会公文書の管理に関する規則第 2 条並びに各校の年度ごとのファイル管理表等において定められている。よって、文書の廃棄については、これらの定めに応じ適正に行わなければならない。

【参考】教育公務員としての心得・服務等に関する法律等

- ・ 教育基本法（P13）
- ・ 学校教育法（P304）
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（P17）
- ・ 教育公務員特例法（P127）
- ・ 地方公務員法（P65）
- ・ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（P1651）
- ・ 職員の勤務時間に関する条例（P2653）及び規則（P2660）
- ・ 市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（P2710）
- ・ 職務に専念する義務の特例に関する条例（P3112）
- ・ 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（P2744）及び規則（P2753）
- ・ 県立高等学校等の教職員の服務規程（P3125）
- ・ 市（町村）立小・中学校等の教職員の服務規則（例）（P3201）
- ・ 県立学校の教育職員の給与に関する条例（P1204）
- ・ 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（P1435）
- ・ 職員の旅費に関する条例（P2502）
- ・ 市町村立学校職員の旅費に関する条例（P2538）

（令和 5 年版島根県教職員人事関係法令要覧）

注（ ）内のページ数は上記要覧のもの。

## 2 教職員評価

教職員の評価制度は、教職員の“資質能力の向上”、“職務に対する意欲の向上”、“学校組織の活性化を図る”ための支援策であり、活力ある学校づくりをねらいとしている。

### 1 評価制度の基本的な考え方

#### (1) 資質能力の向上をめざす

- ① 教職員と管理職、教職員の校内組織の中でのコミュニケーションを一層充実させ、自己啓発を促す。
- ② 自己評価を行い、自己の改善、向上についての認識を深める。
- ③ 意欲・姿勢、能力、実績を適正に評価し、指導育成に生かす。
- ④ 評価と研修の連動を図る。

#### (2) 職務に対する意欲の向上をめざす

- ① 年度毎に自己目標等を設定し、職務への積極的な取組を促す。
- ② 管理職や校内組織が教職員の自己目標等の達成のための支援をし、仕事への自信を高める。
- ③ 仕事の達成感、自己成長感が実感できる評価を行う。

#### (3) 学校組織の活性化を図り、組織的な成果を生み出すことをめざす

- ① 自己目標の達成に関わる相互支援を通して、協働意識を醸成する。
- ② 学校教育目標、経営方針を受けた取組に対する組織マネジメントを効果的に進める。

#### (4) 公正性、納得性、透明性が確保される適正な評価とすることをめざす

- ① 年度毎の評価、複数評価者による評価、評価基準による評価を行う。

### 2 教職員の評価システムの構成

教職員の評価システムは、「資質能力向上支援システム」及び「勤務評価」で構成する。

#### (1) 資質能力向上支援システム

「資質能力向上支援システム」とは、教職員一人一人が学校教育目標等を踏まえ、期待される役割と自己の課題に基づいて設定した自己目標及び目標達成のための手立ての達成を管理職と校内組織が支援するものである。このシステムにおける自己目標等の達成状況の評価を教職員自身と管理職が行い、勤務評価の参考にする。

#### (2) 勤務評価

「勤務評価」とは、教職員の自己目標を含む職務全般について、職務に取り組む意欲や姿勢、職務の遂行を通して発揮された能力及び職務遂行の成果等を評価基準に則って評価するものである。「勤務評価」では、職務内容を分類した評価項目による「項目評価」と、すべての項目評価を通じた上で学校の活性化及び地域の教育の充実に対する貢献について評価する「総合評価」を行う。

【参考資料】 ※学校企画課ホームページ「教職員評価システム」に掲載

- ・ 島根県立学校教育職員の評価実施要領
- ・ 島根県立学校管理職の評価実施要領
- ・ 島根県市町村立学校教職員の評価実施要領
- ・ 島根県市町村立学校管理職の評価実施要領
- ・ 評価システム実施の手引き（教職員評価）
- ・ 評価システム実施の手引き（管理職評価）
- ・ 教職員の評価システム等Q&A



(学校企画課の該当ページにリンク)

## 3 教職員の働き方改革

### 1 教職員の働き方改革を進める目的

- (1) 教育の質の向上・・・子どもたちと向き合う時間の確保と効果的な教育活動の実践
- (2) 教職員の心身の健康保持・・・勤務時間・健康管理を意識した働き方を促進することが大切
- (3) 仕事と生活の充実・・・好循環で生まれた時間を自己研鑽や余暇に充て、豊かな教職生活を
- (4) 教職を目指す人材の確保・・・今後も優秀な人材が教職を志すためにも、働き方改革は急務

### 2 「教職員の働き方改革プラン」の基本方針

- 長時間勤務の是正
- ワーク・ライフ・バランスの適正化
- プラン達成に向けた職場環境の確保

### 3 プラン達成に向けた数値目標

- (1) 本プランにおいて対象となる「勤務時間」の考え方  
本プランにおける「勤務時間」とは、教職員が校内に在籍する在籍時間を対象とすることを基本とする。
- (2) 具体的な数値目標

- ① 月あたりの時間外勤務の時間の上限の目安は原則月45時間（原則年360時間以内）
- ② 年次有給休暇取得日数を全ての教職員年5日以上の取得、全校種の平均13日以上取得
- ③ ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合90%以上

### 4 プランを達成するための主な手立て

- (1) 県教育委員会の取組
  - ・教職員定数改善への取組
  - ・人的措置への取組
  - ・学校閉庁日の設定
  - ・教職員研修
  - ・調査照会の精選削減
  - ・部活動の負担軽減に向けた取組の推進
  - ・勤務時間の客観的把握
  - ・保護者や地域への周知と広報
  - ・職場環境の改善への取組
- (2) 市町村教育委員会の取組
  - ・市町村版「教職員の働き方改革プラン」策定
- (3) 管理職の取組
  - ・勤務実態の把握
  - ・業務負担の平準化
  - ・行事や会議の精選、見直し
  - ・定時退勤日等の設定
  - ・部活動指導の在り方見直し
  - ・職場環境の改善
  - ・ヘルスケア対策
  - ・教職員同士のサポート体制整備
- (4) 教職員一人一人の取組
  - ・働き方改革の意義への理解と実践
  - ・見通しを持った業務の遂行
  - ・職場の環境整備
  - ・教職員同士のサポート体制の実践
- (5) 保護者・地域等の理解・協力のもとでの推進

1～4 詳細・・・「教職員の働き方改革プラン」

(H31. 3月県教育委員会)

→ 島根県教育委員会学校企画課HPから



## 5 プランにおける数値目標の達成状況

### (1) 時間外勤務

- ・ 全校種平均について、プラン策定前の平成 30 年度には月 65.1 時間だったのが、令和 3 年度には、月 36.6 時間まで減少（約 44%減）
- ・ 令和 3 年度には、全ての学校種で、月 45 時間以内の目標を達成。年 360 時間以内の目標は、特別支援学校を除き未達成。特に、部活動のある中学校及び高校の時間外勤務が多い状況。令和 4 年度もほぼ横ばいの状況。

[時間外勤務の状況（月平均）]

【 】内は対前年比の増減

校種	平成 30 年度 (プラン策定前)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	64.6 時間	60.1 時間 【▲4.5 時間】	42.2 時間 【▲17.9 時間】	35.5 時間 【▲6.7 時間】 (年 426 時間)	34.6 時間 【▲0.9 時間】 (年 415 時間)
中学校	75.1 時間	68.0 時間 【▲7.1 時間】	48.2 時間 【▲19.8 時間】	40.7 時間 【▲7.5 時間】 (年 488 時間)	38.8 時間 【▲1.9 時間】 (年 466 時間)
高等学校	75.8 時間	66.4 時間 【▲9.4 時間】	49.6 時間 【▲16.8 時間】	44.1 時間 【▲5.5 時間】 (年 529 時間)	46.2 時間 【+2.1 時間】 (年 554 時間)
特別支援 学校	43.5 時間	34.5 時間 【▲9.0 時間】	21.5 時間 【▲13.0 時間】	20.0 時間 【▲1.5 時間】 (年 240 時間)	21.4 時間 【+1.4 時間】 (年 257 時間)
全校種 平均	65.1 時間	58.0 時間 【▲7.1 時間】	40.5 時間 【▲17.5 時間】	36.6 時間 【▲3.9 時間】 (年 439 時間)	36.4 時間 【▲0.2 時間】 (年 437 時間)
目標値	65 時間	55 時間	45 時間	45 時間以内 (年 360 時間以内)	45 時間以内 (年 360 時間以内)

### (2) 年次有給休暇の取得日数

- ・ 平均取得日数（全校種平均）について、令和 4 年度は 12.4 日となっており、増加傾向にあるが、13 日以上の目標は未達成
- ・ 年 5 日以上取得を行っている教職員は、全体の 92.4%に留まっており、全員取得の目標は未達成

【平成30年度～令和4年度の推移（全校種平均）】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取得日数	10.1日	10.2日	9.7日	11.6日	12.4日

【令和4年度 5日以上取得割合（全校種）】・・・92.4%（R3：89.0%）

(3) ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合

- ・ 令和2年度までは増加傾向にあったが、令和3年度は42.6%に減少した。令和4年度、5年度はやや改善したが、90%以上の目標は未達成
- ・ 令和3年度は多くの学校でコロナ感染が発生し、精神面を含めた教職員の負担が増大したことや、新学習指導要領への対応（※）など、新たな業務が重なったことも影響していると考えられる。

（※）小学校は令和2年度～全面実施、中学校は令和3年度～全面実施、高等学校は令和4年度～年次進行で実施（特別支援学校は、各学校種と同様）

【平成30年度～令和5年度の推移（全校種）】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
割合	45%	57%	64%	42.6%	53.7%	58.8%

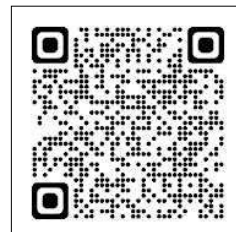
## 6 今後の対応の方向性

- (1) よりきめ細かな実態把握・分析
- (2) 学校が担う業務等の削減・効率化
- (3) 業務量に見合った適切な教員配置
- (4) 教員が担わなくてよい業務・教員以外が担うべき業務のアウトソーシング
- (5) 業務の平準化及び多様な働き方の推進

### 5及び6に関する詳細

- ・・・「教職員の働き方改革プラン」の取組検証のまとめ
- ・・・島根県版「学校業務改善事例集」について

→ 島根県教育委員会学校企画課HPから



## 4 教員免許更新制の発展的解消と 「新たな教師の学びの姿」

### 1 ねらい

- ・「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、これまでの教員免許更新制の成果を継承しつつ、「新たな教師の学びの姿」をより高度な形で実現する。
- ・必要な教員数の確保とその資質能力の確保を将来にわたって実現するとともに、教師一人一人が、持続可能な学校教育の中で、自らの人間性や創造性を高め、教師自身のウェルビーイング (Well-being) を実現し、子供たちに対してより効果的な教育活動を行うことができるようにするためにも、教員免許更新制を発展的に解消していく。

【教職員の姿】(中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申)」)

- 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

### <背景>

#### ■教員免許更新制 (H21.4.1 から導入)

※進展する社会的変化の中にあって、その実効性を確保するために、制度の在り方、運用等について見直しが行われてきた。

#### ■中央教育審議会

教員免許更新制の導入の経緯等を踏まえつつ、教員免許更新制導入後の社会的変化や、社会的変化に対応した教師の学びの姿を明らかにし、その姿に照らして教員免許更新制の在り方を検討

- ・『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』(R3.1.26)
- ・『『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて 審議のまとめ』(R3.11.15)

#### ■教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)

※教育委員会による教師の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが令和5年4月1日から施行

### 2 要点

「令和の日本型学校教育」を担う**新たな教師の学びの姿**(令和3年11月)が示された。

#### (1) 学び続ける教師

教師は学び続ける存在。時代の変化が大きくなる中で、常に主体的に学び続ける教師の姿は、児童生徒にとっても重要なロールモデルとなる。

- ・学びに専念する時間を確保した一人一人の教師が、研修を自らの専門職性を高めていく営みであると自覚しながら、誇りを持って主体的に打ち込む。



## (2) 教師の継続的な学びを支える主体的な姿勢

社会の変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという教師の主体的な姿勢が重要である。

- ・教師は、任命権者（島根県教育委員会）・服務監督者（島根県教育委員会・市町村教育委員会）・学校管理職等との積極的な対話を踏まえながら、任命権者等が提供する学びの機会と、教師自らが主体的に求めていく多様な主体が提供する学びとが相まって、変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶ。

## (3) 個別最適な教師の学び、協働的な教師の学び

教師として共通に求められる内容を一律に修得するのではなく、より高度な水準のものを含め、一人一人の教師がそれぞれの個性に即した、個別最適な学びでそれらを修得する。また、個別最適な学びとの往還も意識しながら、他者との対話や振り返りなど、協働的な学びで修得する。

- ・教師は、個別最適な学びの実現のみならず、協働的な学びを実現していく。
- ・教師は、知識伝達型の学習コンテンツの充実はもとより、校内研修や授業研究といった日々の営みを磨き上げていく。
- ・教師は、教職大学院における学びなど、職務から離れて、大学教員や同級生とディスカッションしながら、課題を探求していく機会を確保する。

## (4) 適切な目標設定・現状把握・積極的な対話

教師が自らの学びを適切に振り返りつつ、適切な目標設定と現状を適切に把握することで、どのような知識技能を身に付けたいのか、「将来の姿」を目標として機能するように具体的に目標を設定する。また、これまでの学習履歴や、自らに対する評価等を踏まえて、「現在の姿」をできるだけ客観的に自覚する。教師の学びは、具体的な目標に向かって、体系的・計画的に行われる

- ※教師と任命権者（島根県教育委員会）や服務監督者（島根県教育委員会・市町村教育委員会）・学校管理職等が、**島根県公立学校教育職員人材育成基本方針等の育成指標**や、これまでの**研修受講履歴等**を手がかりとして、積極的な対話を行う。

### 【参照】

- ・「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する運用の手引き（令和5年4月 島根県教育庁学校企画課）」
- ・「研修履歴の記録を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（令和4年8月 文部科学省）」

## 3 留意点

- ・教師自身が、全教員に共通に求められる基本的な知識技能というレベルを超えて、新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすことが必要であり、教師一人一人の個別最適な学びが求められているということ。
- ・高度な専門職である教師にふさわしい主体的な姿勢の尊重、教師の学びが画一的・規格的なものに陥らないような学びの内容の多様性を重視すること。
- ・自らの日々の経験や他者から学ぶといった「現場の経験」を含む学びのスタイルの多様性を重視すること。
- ・学校管理職等が、教師に学びの資源（時間・意欲等）の確保を促進すること、学びを深める事ができる環境づくりを図ることが不可欠であること。

**【研修参考資料】** 島根県教育委員会発行資料他

ジャンル	資 料 名	発行
第1章 島根がめざす教育		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しまね 高校魅力化 参考書 2017</li> <li>・新学習指導要領の実施に向けて（リーフレット） 「明日を担う島根の子どもたちのために」</li> <li>・しまね教育魅力化ビジョン（令和2年度～令和6年度）</li> <li>・しまねの学力育成推進プラン（令和3年度～令和6年度）</li> </ul>	<p>平成29年 3月 平成30年 4月</p> <p>令和 2年 3月 令和 3年 3月</p>
第3章 学校の教育活動の計画と組織経営		
1 教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領等の改訂に伴う、高等学校における教育課程の望ましい編成と実施について（島根県教育課程審議会答申）</li> <li>・学習指導要領等の改訂に伴う、特別支援学校における教育課程の望ましい編成と実施について（島根県教育課程審議会答申）</li> <li>・高等学校教育課程編成の手引</li> <li>・評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（国立教育政策研究所）【高等学校版】 共通教科 【高等学校版】 専門教科</li> <li>・小学校・中学校教育課程の編成・実施の手引－Q&amp;A－</li> <li>・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（国立教育政策研究所）【小学校】各教科等 【中学校】各教科等 【高等学校】各教科等</li> <li>・教育課程編成の手引き（特別支援教育課）</li> </ul>	<p>平成22年 6月</p> <p>平成22年 6月</p> <p>令和 元年 7月</p> <p>平成24年 7月 平成25年 3月 平成30年 2月</p> <p>令和 2年 3月 令和 2年 3月 令和 3年 8月 令和 2年 3月</p>
4 学校評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック</li> <li>・信頼・協働 ひとみ輝く 笑顔あふれる 学校づくり ～学校評価を子どもたちのために～（リーフレット）</li> <li>・学校評価ガイドライン（平成28年改訂）（文部科学省）</li> </ul>	<p>平成20年 3月 平成21年 3月</p> <p>平成28年 3月</p>
6 カリキュラム・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田村知子・村川雅弘・吉富芳正・西岡加名恵編著「カリキュラムマネジメント・ハンドブック」（ぎょうせい）</li> </ul>	平成28年 6月
7 教職員のメンタルヘルス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のための心の健康づくりのための指針（総務省）</li> <li>・労働者の心の健康の保持増進のための指針（厚生労働省）</li> <li>・改訂心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き（厚生労働省）</li> <li>・公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省）</li> <li>・教職員のメンタルヘルス対策について 最終まとめ（教職員のメンタルヘルス対策検討会議）</li> <li>・管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック（島根県教育委員会教職員健康管理センター）</li> <li>・島根県教職員健康管理事業概要（島根県教育庁福利課）</li> <li>・職場復帰支援プログラム実施要綱（島根県教育委員会）</li> <li>・職場復帰支援プログラムの概要一部改正（島根県教育委員会）</li> <li>・パンフレット 「教職員のためのメンタルヘルス・ハンドブック 元気な明日をつくる！」（社会保険出版社） 「教職員のための最新メンタルヘルス・アドバイス」（社会保険出版社） 「教職員のための心の健康管理 BOOK」（社会保険出版社） 「部下の職場復帰を円滑に」（中央労働災害防止協会）</li> <li>・ウェブサイト 「こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト」（厚生労働省） 「みんなのメンタルヘルス」（厚生労働省）</li> </ul>	<p>平成16年 4月 平成27年 11月 平成21年 3月</p> <p>毎年度 平成25年 3月</p> <p>平成17年 3月</p> <p>毎年度 平成17年 4月 平成21年 11月</p>
8 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校防災マニュアル</li> <li>・学校プール管理マニュアル</li> <li>・プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省）</li> <li>・学校における危機管理体制の確立のために ～外部からの侵入者への対応</li> <li>・子どもの心のケアのために －災害や事件・事故発生時を中心に－（文部科学省）</li> </ul>	<p>平成11年 3月 平成13年 3月 平成19年 3月 平成13年 9月</p> <p>平成22年 7月</p>

8 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における子供の心のケアーサインを見逃さないためにー(文部科学省)</li> <li>・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(文部科学省)</li> <li>・「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」の作成について(文部科学省)</li> <li>・学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開(文部科学省)</li> <li>・学校危機管理の手引～危機管理マニュアル作成のために～(改訂版)(第5章3「生徒指導」に再掲)</li> <li>・「学校危機管理の手引き(原子力災害発生時の対応編)」</li> <li>・「学校危機管理の手引き(熱中症)」</li> <li>・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」</li> <li>・教師が知っておきたい子どもの自殺予防(文部科学省)</li> <li>・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(文部科学省)</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック-第2版-</li> </ul>	<p>平成 26 年 3 月</p> <p>平成 31 年 3 月</p> <p>平成 24 年 3 月</p> <p>平成 25 年 3 月</p> <p>令和 5 年 10 月</p> <p>令和 2 年 9 月</p> <p>平成 26 年 5 月</p> <p>平成 31 年 4 月</p> <p>令和 3 年 6 月</p> <p>平成 21 年 3 月</p> <p>平成 22 年 3 月</p> <p>平成 28 年 2 月</p> <p>平成 30 年 2 月</p>
第4章 各教育活動		
1 学力を育む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しまね教育魅力化ビジョン</li> <li>・しまねの学力育成推進プラン(令和3年度～令和6年度)</li> <li>・島根県学力調査報告書結果概要</li> </ul>	<p>令和 2 年 3 月</p> <p>令和 3 年 3 月</p> <p>令和 6 年 2 月</p>
2 授業づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学びのすすめ(リーフレット)</li> <li>・家で勉強する!主体的な学びをしまねに(リーフレット)</li> <li>・明日を担う島根の子どもたちのために(リーフレット)</li> <li>・複式学級指導の手引[R元年度改訂版]</li> <li>・学習評価ガイド(小学校・中学校)</li> <li>・学習評価ガイド(高等学校)</li> <li>・令和6年度授業チェックリスト</li> <li>・令和6年度各教科等の指導の重点</li> <li>・令和5年度全国学力・学習状況調査島根県(公立)の結果概要ウェブサイト</li> <li>「高等学校情報化に関する特設ページ」(文部科学省)</li> </ul>	<p>平成 25 年 7 月</p> <p>平成 27 年 3 月</p> <p>平成 31 年 3 月</p> <p>令和 2 年 3 月</p> <p>令和 2 年 3 月</p> <p>令和 4 年 3 月</p> <p>令和 6 年 3 月</p> <p>令和 6 年 3 月</p> <p>令和 5 年 8 月</p>
3 言語活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】【中学校版】【高等学校版】(文部科学省)</li> </ul>	<p>平成 22 年 12 月、 23 年 5 月、24 年 6 月</p>
4 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善(文部科学省)</li> <li>・主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善の視点について(国立教育政策研究所)</li> </ul>	<p>令和 2 年 1 月</p> <p>令和 2 年 6 月</p>
5 道徳教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県版道徳教育郷土資料「しまねの道徳」</li> <li>・私たちの道徳(文部科学省ホームページ)</li> <li>・道徳教育アーカイブ(文部科学省ホームページ)</li> </ul>	<p>平成 26 年 3 月</p>
6 特別活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別活動資料 みんなで、よりよい学級・学校生活を創る特別活動 小学校編(国立教育政策研究所)</li> <li>・小学校特別活動映像資料(国立教育政策研究所)</li> <li>・特別活動資料 学校文化を創る特別活動 中学校・高等学校編(国立教育政策研究所)</li> </ul>	<p>平成 30 年 12 月</p> <p>令和 4 年 4 月</p> <p>令和 5 年 3 月</p>
7 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(国立教育政策研究所)【小学校】総合的な学習の時間【中学校】総合的な学習の時間【高等学校】総合的な探究の時間</li> <li>・「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」【小学校編】(文部科学省)</li> <li>・「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」【中学校編】(文部科学省)</li> <li>・「総合的な学習(探究)の時間ガイドブック(小・中学校編)(高等学校編)」</li> </ul>	<p>令和 2 年 3 月</p> <p>令和 2 年 7 月</p> <p>令和 3 年 8 月</p> <p>令和 3 年 4 月</p> <p>令和 4 年 4 月</p> <p>令和 4 年 9 月</p>

8 学校図書館活用教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館活用教育研修用DVD</li> <li>・「学びを支え心をはぐくむ島根の学校図書館」</li> <li>・学校図書館活用教育実践事例集</li> <li>・子ども読書県しまねWeb <a href="http://www.library.pref.shimane.lg.jp">http://www.library.pref.shimane.lg.jp</a></li> <li>・学校図書館ガイドライン（文部科学省） <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm</a></li> </ul>	<p>平成 22 年 3 月</p> <p>平成 31 年 3 月</p> <p>平成 28 年 11 月</p>
9 主権者教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm</a></li> <li>・「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」</li> <li>・「同上 活用のための指導資料」（総務省・文部科学省） <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm</a></li> </ul>	<p>平成 27 年 10 月</p> <p>平成 27 年</p>
10 ICTの活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の情報化に関する手引—追補版—（文部科学省）</li> <li>・小学校プログラミング教育の手引（第三版）（文部科学省）</li> <li>・情報活用能力の体系表例（次世代の教育情報化推進事業「情報教育の推進等に関する調査研究」成果報告書）（文部科学省）</li> <li>・学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力育の育成（文部科学省）</li> <li>・教員のICT活用指導力チェックリスト（文部科学省）</li> <li>・各教科等の指導におけるICTの効果的な活用について（文部科学省）</li> <li>・改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）（著作物の教育利用に関する関係者フォーラム）</li> <li>・著作権テキスト（文化庁）</li> <li>・教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（文部科学省）</li> <li>・島根県情報セキュリティポリシー（島根県）</li> <li>・発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック[特別支援学級編、通級指導教室編、通常の学級編]（文部科学省）</li> <li>・ウェブサイト「StuDX Style」（文部科学省）</li> <li>・「特別支援教育教材ポータルサイト」（国立特別支援教育総合研究所）</li> <li>・「情報モラル教育ポータルサイト」（文部科学省）</li> </ul>	<p>令和 2 年 6 月</p> <p>令和 2 年 2 月</p> <p>令和 2 年 3 月</p> <p>令和 2 年 3 月</p> <p>平成 30 年 3 月</p> <p>令和 2 年 9 月</p> <p>令和 2 年 12 月</p> <p>令和 5 年</p> <p>令和 3 年 5 月</p> <p>令和 4 年 4 月</p> <p>平成 26 年 4 月</p>
13 国際理解教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「初等中等教育における国際教育推進検討会報告（文部科学省）」</li> <li>・「教育振興基本計画～高等学校段階における留学促進等に関する政府方針～」（令和5年6月16日閣議決定）</li> <li>・Broaden Your Horizons with English! —英語を使って羽ばたく日本人（文部科学省）</li> <li>・各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引き（文部科学省）</li> <li>・新学習指導要領に対応した外国語活動及び外国語の授業実践事例映像資料（小学校版1～3・中学校版1～2・高等学校版1～3）（文部科学省）</li> <li>・中学校外国語科「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標作成ガイド</li> <li>・しまねの英語教育～グローバル社会に羽ばたく児童生徒の育成のために～</li> <li>・えいごネット（一般財団法人英語教育協議会） <a href="http://www.eigo-net.jp/">http://www.eigo-net.jp/</a></li> <li>・平成26年度「英語教育推進リーダー中央研修」DVD教材</li> <li>・平成27年度「英語教育推進リーダー中央研修」DVD教材</li> <li>・小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック</li> </ul>	<p>平成 17 年 8 月</p> <p>令和 5 年 6 月</p> <p>平成 24 年 8 月</p> <p>平成 25 年 3 月</p> <p>平成 26 年 2 月</p> <p>平成 27 年 3 月</p> <p>平成 29 年 6 月</p>
14 竹島に関する学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹島学習副教材DVD</li> <li>・竹島学習リーフレット「竹島～日本の領土であることを学ぶ」</li> <li>・竹島学習リーフレット活用のためのてびき</li> <li>・ふるさと読本「もっと知りたいしまねの歴史」</li> </ul>	<p>平成 21 年 5 月</p> <p>平成 24 年 2 月</p> <p>令和 4 年 3 月</p> <p>平成 24 年 11 月</p>

14 竹島に関する学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校・特別支援学校高等部における「竹島学習」のあり方について</li> <li>・領土に関する教育ハンドブック</li> </ul>	平成 24 年 6 月 平成 27 年 3 月
15 ふるさと教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと読本「いずも神話」（改訂版）</li> <li>・ふるさと読本「もっと知りたい島根の歴史」</li> <li>・地域学校協働活動ハンドブック（文部科学省）</li> <li>・わたしたちの島根</li> <li>・ふるさと教育リーフレット</li> <li>・特色あるふるさと教育事例集</li> </ul>	平成 24 年 1 月 平成 24 年 11 月 平成 30 年 1 月 令和 2 年 4 月 令和 4 年 3 月 毎年度
16 「しまねのふるまい」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きらきらふるまい みんなにこここ（5歳児用）</li> <li>・みんなきらきら ふるまいめいじん（小1用）</li> </ul>	毎年度 毎年度
17 へき地教育・複式教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式学級指導の手引き（平成 27 年度改訂版）</li> <li>・複式学級指導の手引き（令和元年度改訂版）</li> </ul>	平成 28 年 3 月 令和 2 年 3 月
第 5 章 基盤となる指導		
1 人権教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「しまねがめざす人権教育（実践編）」（リーフレット）</li> <li>・校内研修おたすけシリーズ（ショート動画） 「進路保障の理念」 「進路保障の理念に基づく取組の手法」 「人権教育の3つの視点」 「求められるのは人権感覚」 「教職員の関係づくり」 「学校と福祉の連携の必要性」 「性のあり方・考え方について」 「性の多様性が認められる学校づくりのために教職員にできること」（島根県教育センターウェブサイト）</li> <li>・問題事象から学ぶために（概要版）（リーフレット）</li> <li>・性の多様性が認められる学校づくり ～自分らしさ・その人らしさを大切にする学校づくり～ （リーフレット）</li> <li>・人権教育指導資料第2集 「しまねがめざす人権教育（学校教育編）」</li> <li>・問題事象から学ぶために（学校教育編） ～人権に関わる問題事象の基本的な捉え方と取組の進め方～</li> <li>・しまねがめざす人権教育（リーフレット）</li> <li>・知っていますか？子どもたちが学んでいる同和問題の歴史（リーフレット）</li> <li>・人権教育研修資料「Q&amp;A」で理解する〔第三次とりまとめ〕</li> <li>・人権教育事例集〔社会教育編〕</li> <li>・人権教育指導資料</li> </ul>	令和 5 年 3 月 令和 4 年 4 月      令和 3 年 4 月 令和 2 年 4 月  平成 27 年 3 月  平成 25 年 7 月  平成 25 年 4 月 平成 24 年 3 月  平成 20 年 3 月 平成 15 年 3 月 平成 14 年 3 月
2 特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お子さまの就学のために（特別支援教育課）</li> <li>・リーフレット「支援をつなぐ 支援がつながる」</li> <li>・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中教審報告）</li> <li>・「島根県立学校における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（特別支援教育課）</li> <li>・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（文部科学省）</li> <li>・島根県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン（特別支援教育課）</li> <li>・改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&amp;A（文部科学省）</li> <li>・交流及び共同学習ガイド（文部科学省）</li> <li>・教育課程編成の手引き（特別支援教育課）</li> <li>・リーフレット「島根県の県立高校で『通級による指導』を拡充します！」（特別支援教育課）</li> <li>・新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（文部科学省）</li> <li>・「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」（特別支援教育課）</li> <li>・障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に～（文部科学省）</li> <li>・特別支援教育コーディネーターハンドブック（特別支援教育課）</li> </ul>	毎年度 毎年度 平成 24 年 7 月  平成 28 年 4 月  平成 29 年 3 月 平成 29 年 3 月 平成 30 年 8 月  平成 31 年 3 月 令和 2 年 3 月 令和 2 年 11 月  令和 3 年 1 月  令和 3 年 2 月 令和 3 年 6 月 令和 4 年 3 月

2 特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告（文部科学省）</li> <li>・就学支援 Q&amp;A（特別支援教育課）</li> <li>・リーフレット「しまねの特別支援教育『多様な学びの場』」（特別支援教育課）</li> <li>・ウェブサイト 「特別支援教育」（島根県教育センター：トップページ＞学校・教職員支援＞特別支援教育） 「インクル DB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）」（国立特別支援教育総合研究所） 「発達障害ナビポータル」（文部科学省・厚生労働省等） 「障害を理由とする差別の解消の推進」（内閣府） 「合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ」（内閣府） 「NISE『特別支援教育リーフ』」（国立特別支援教育総合研究所）</li> </ul>	<p>令和 5年 3月</p> <p>令和 5年 4月 令和 5年 4月</p>
3 生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師が知っておきたい 子どもの自殺予防（文部科学省）</li> <li>・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（文部科学省）</li> <li>・生徒指導の役割連携の推進に向けて（小学校編）（中学校編）（高等学校編）（国立教育政策研究所）</li> <li>・子どもの権利に関する条約（小学生用）</li> <li>・子どもの権利に関する条約（中学生・高校生用）</li> <li>・学級集団づくり 魅力ガイドブック</li> <li>・「学校危機管理の手引（改訂版）～危機管理マニュアル作成のために～」（第3章8「危機管理」に再掲）</li> <li>・いじめ問題対応の手引〔改訂版〕 ～児童生徒一人一人が安心して通える学校づくりを目指して～</li> <li>・保護者と学校のよりよい関係づくり</li> <li>・教室に入りにくい子どもを校内で支える</li> <li>・“生徒指導・教育相談・学級集団づくり・・・etc” 校内研修ベストセレクション</li> <li>・スクールカウンセラー活用事業に係るガイドライン</li> <li>・スクールソーシャルワーカー活用事業に係るガイドライン</li> <li>・いじめ対策に係る事例集（文部科学省）</li> <li>・生徒指導リーフ（国立教育政策研究所）</li> <li>・生徒指導・学級経営上の課題への取組～県内の公立小・中学校の実践に学ぶ～</li> <li>・生徒指導支援資料（国立教育政策研究所）</li> <li>・生徒指導提要（改訂版）（文部科学省）</li> <li>・島根の不登校支援リーフレット</li> </ul>	<p>平成 21年 3月 平成 22年 3月 平成 23年 3月</p> <p>平成 25年 1月 平成 25年 7月 平成 26年 3月 令和 5年 10月</p> <p>平成 27年 9月</p> <p>令和 3年 3月 平成 30年 3月 平成 28年 3月</p> <p>平成 29年 6月 平成 29年 6月 平成 30年 9月</p> <p>平成 22年 3月</p> <p>平成 21年 4月 令和 4年 12月 令和 5年 8月</p>
4 幼小の連携・接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達や学びをつなぐスタートカリキュラム（文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センター）</li> <li>・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）</li> <li>・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての参考資料（初版）（文部科学省）</li> <li>・島根県幼児教育振興プログラム</li> <li>・子どもを中心につなげるしまねの幼小連携・接続（リーフレット）</li> <li>・子どもを中心につなげるしまねの幼小連携・接続（動画）</li> <li>・幼小連携・接続オンデマンド研修動画</li> </ul>	<p>平成 30年 4月</p> <p>令和 4年 3月 令和 4年 3月</p> <p>令和 2年 7月 令和 5年 3月 令和 5年 11月 令和 5年 4月</p>
5 健康教育（学校保健）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における感染症対策実践事例集（公財 日本学校保健会）</li> <li>・学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～</li> <li>・リーフレット 学校におけるがん教育を推進します</li> <li>・島根県 学校におけるがん教育の手引</li> <li>・島根県 性に関する指導の手引</li> <li>・性に関する指導 Q&amp;A</li> <li>・島根県 学校におけるがん教育 Q&amp;A 集</li> <li>・連携を生かし、性に関する指導の充実を！（リーフレット）</li> <li>・島根県 性に関する指導の手引 概要版（リーフレット）</li> <li>・島根県 性に関する指導の手引 実践事例集</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック（第2版）</li> <li>・教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応（文部科学省）</li> </ul>	<p>令和 4年 3月 令和 2年 3月 令和 2年 12月 令和 4年 2月 平成 24年 2月 平成 25年 2月 令和 5年 2月 平成 27年 2月 平成 28年 2月 平成 29年 2月 平成 28年 2月 平成 30年 2月 平成 21年 3月</p>

5 健康教育 (学校保健)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引き (文部科学省)</li> <li>・教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引&lt;令和3年度改訂&gt; (公財 日本学校保健会)</li> <li>・養護教諭のための児童虐待対応の手引き (文部科学省)</li> <li>・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン&lt;令和元年度改訂&gt; (公財 日本学校保健会)</li> <li>・「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり&lt;令和元年度改訂&gt; (公財 日本学校保健会)</li> <li>・児童生徒の健康診断マニュアル (公財 日本学校保健会)</li> <li>・現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～ (文部科学省)</li> <li>・「生きる力」を育む小学校保健教育の手引 (文部科学省)</li> <li>・「生きる力」を育む中学校保健教育の手引 (文部科学省)</li> <li>・「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引 (文部科学省)</li> <li>・保健教育の指導と評価&lt;令和4年度版&gt; (公財 日本学校保健会)</li> <li>・学校における薬品管理マニュアル (公財 日本学校保健会)</li> </ul>	<p>平成 23 年 8 月</p> <p>令和 4 年 3 月</p> <p>平成 19 年 10 月 令和 2 年 3 月</p> <p>令和 2 年 2 月</p> <p>平成 27 年 8 月 平成 29 年 3 月</p> <p>平成 31 年 3 月 令和 2 年 3 月</p> <p>令和 3 年 3 月 令和 5 年 3 月 令和 5 年 3 月</p>
6 食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の学習ノート (小学生用改訂版)</li> <li>・食の学習ノート (中学生用改訂版)</li> <li>・食の学習ノート (高校生用)</li> <li>・リーフレット「すこやかしまねっこ」</li> <li>・「すこやかしまねっこ」実践事例集 (小学校編)</li> <li>・食に関する指導の手引き (第二次改定版) (文部科学省)</li> <li>・食育推進のための授業実践集</li> <li>・食育推進のための授業実践集 (第2集)</li> <li>・栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～ (文部科学省)</li> </ul>	<p>令和 2 年 5 月 令和 2 年 5 月</p> <p>平成 30 年 3 月 平成 23 年 2 月 平成 25 年 2 月</p> <p>平成 31 年 3 月 平成 27 年 3 月 平成 28 年 3 月 平成 29 年 3 月</p>
7 体力づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育 楽しく たくましく「しまねっ子！元気アップ・レポート ～児童生徒の体力・運動能力等調査報告書～」</li> <li>・しまねっ子！元気アップ・ソング, ダンスCD</li> <li>・しまねっ子！元気アップ・トレーニングDVD</li> <li>・体育の授業が楽しくなるシリーズ①鉄棒DVD</li> <li>・子どもの体力向上推進事業参考実践事例集</li> <li>・体育の授業が楽しくなるシリーズ②マット運動DVD</li> <li>・体育の授業が楽しくなるシリーズ③なわとび運動DVD</li> <li>・安全で楽しい効果的な授業づくりに向けての柔道実践事例集</li> </ul>	<p>毎年 3 月</p> <p>平成 22 年 3 月 平成 23 年 3 月 平成 25 年 4 月 平成 25 年 4 月 平成 26 年 3 月 平成 27 年 3 月 平成 27 年 3 月</p>
8 キャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校キャリア教育の手引き -小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 準拠- (文部科学省)</li> <li>・中学校キャリア教育の手引き (文部科学省)</li> <li>・高等学校キャリア教育の手引き (文部科学省)</li> <li>・キャリア教育が促す「学習意欲」 (文部科学省)</li> <li>・子供たちの「見取り」と教育活動の「点検」 (文部科学省)</li> <li>・「語る」「語らせる」「語り合わせる」で変える！キャリア教育 (文部科学省)</li> <li>・キャリア教育リーフレットシリーズ (文部科学省)</li> <li>・RPDCAですすめる！キャリア教育 ～自校の実態に応じた推進のために～</li> <li>・改定版 学びを将来や社会につなぐ キャリア教育ハンドブック</li> </ul>	<p>令和 4 年 3 月</p> <p>平成 23 年 3 月 平成 23 年 11 月 平成 26 年 3 月 平成 27 年 3 月 平成 28 年 3 月</p> <p>平成 29 年 3 月～ 平成 27 年 3 月</p> <p>令和 3 年 8 月</p>
第7章 教職員の服務		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の人事管理の在り方について報告書</li> <li>・セクシュアル・ハラスメント根絶のために セクハラと子どもの人権</li> <li>・ハラスメントの防止等に関する要綱</li> <li>・不祥事防止のための校内研修事例集</li> <li>・不祥事防止のための校内研修事例集 (増補版)</li> <li>・教職員の働き方改革プラン</li> <li>・学校業務改善事例集【改訂版】</li> </ul>	<p>平成 14 年 12 月 平成 12 年 4 月</p> <p>令和 2 年 11 月 平成 16 年 8 月 平成 23 年 3 月 平成 31 年 3 月 令和 3 年 3 月</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県教育センター 研究紀要・研修報告</li> </ul>	<p>毎年 3～4 月</p>

国立教育政策研究所	<a href="https://www.nier.go.jp/">https://www.nier.go.jp/</a>
国立特別支援教育総合研究所	<a href="https://www.nise.go.jp/nc/">https://www.nise.go.jp/nc/</a>
島根県	<a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/">https://www.pref.shimane.lg.jp/</a>
島根県教育委員会	<a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/">https://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/</a>
しまねの教育情報 WebE I O S (エイオス)	<a href="http://eio-shimane.jp">http://eio-shimane.jp</a>
しまねっこ CH	<a href="https://www.youtube.com/channel/UCuOwBPxpAkXETxVz_rrhGeQ">https://www.youtube.com/channel/UCuOwBPxpAkXETxVz_rrhGeQ</a>
島根県教育センター	<a href="https://www.shimane-ec.pref.shimane.lg.jp/index.html">https://www.shimane-ec.pref.shimane.lg.jp/index.html</a>

[各項における表記について]

小学校…義務教育学校（前期課程）を含む。

中学校…義務教育学校（後期課程）を含む。